

あじさいメイツ生命共済パンフレット

お申込みの前に、必ずお読みください。

当共済制度の趣旨

この「あじさいメイツ生命共済」は会員及び会員のご遺族の生活保障を目的とするもので、病気、傷害、事故での死亡や高度障害（後遺障害）状態の保障と傷害・事故で5日以上の入院をされた場合も保障します。

本制度は、あじさいメイツと友愛共済協同組合による業務協定に基づいて運営されます。

1 加入資格（新規加入及び継続加入）

新規加入はあじさいメイツの会員及びその配偶者の方で、現在健康で日常を送っている加入日現在満15歳以上満65歳以下の方。また、加入後の継続加入は満75歳までとなります。（共済金額・掛金は変更となります。）
(加入者があじさいメイツの会員資格を失った場合、その時点の保障期間終了をもって本制度から脱退となります。)

2 加入コースの保障内容と年間掛金

基本プラン(加入対象者:15歳~60歳の会員と配偶者)

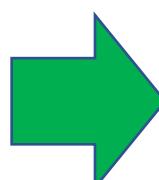
基本プラン	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
病気死亡共済金 (高度障害共済金)	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
傷害死亡共済金	400万円	800万円	1,200万円	1,600万円	2,000万円
後遺障害共済金 (第1級~第6級)	400~20万円	800~40万円	1,200~60万円	1,600~80万円	2,000~100万円
傷害入院共済金 (日額)	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
年間掛金	9,600円	19,200円	28,800円	38,400円	48,000円
(1ヵ月あたり)	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円

シニアプラン(61歳~65歳の会員と配偶者)

シニアプラン	Fコース	Gコース
病気死亡共済金 (高度障害共済金)	200万円	400万円
傷害死亡共済金	400万円	800万円
後遺障害共済金 (第1級~第6級)	400~20万円	800~40万円
傷害入院共済金 (日額)	2,000円	4,000円
年間掛金	19,200円	38,400円
(1ヵ月あたり)	1,600円	3,200円

継続コース K2(66歳~70歳)、K1(71歳~75歳)

K2コース	K1コース
200万円	100万円
400万円	200万円
400~20万円	200~10万円
2,000円	1,000円
24,000円	24,000円
2,000円	2,000円



更新時に
あじさいメイツの会員
であれば
継続可能
です。

*掛金は基本プラン、シニアプランとも、各コースその年齢範囲内は一律です。

*会員様、配偶者様それぞれで加入コースを選択ください。(配偶者は会員と同じかそれ以下のコースとなります。)

*なお、配偶者様のみの加入はできませんので、ご注意ください。(ご夫婦が会員の場合はそれぞれの加入となります。)

*掛金は年払い又は半年払いとなります。(上記掛金には、事務手数料および制度運営費が含まれています。)

3 保障期間及び効力発生日

- (1) この共済の保障期間は毎年4月1日（更新日）から翌年3月31日の1年間で、以後1年ごとに更新します。
- (2) 4月1日に加入希望される会員様は前月の3月20日までに、必要な手続きを完了してください。
- (3) お申込書の受付・診査（加入承諾）・掛金の入金後、加入日の午前0時より、効力が発生します。
- (4) 每年2月に更新のお知らせをお送りしますので、脱退される方はお申し出ください。（期中で脱退をお申し出される場合は、保障期間終了後、脱退となります。）

4 中途加入および継続加入

- (1) 4月1日以降に期中に加入希望される場合は、10月1日に加入となります。（更新日は翌4月1日）
その場合は、前月9月20日までにお申込み及び掛金の払い込みを完了して頂きます。
- (2) 基本プランに加入されている共済加入者が更新日時点であじさいメイツの会員であり、満61歳に達した場合は、シニアプランに変更し、継続加入することができます。（共済金額を増額することはできません。）
- (3) シニアプランに加入されている共済加入者が更新日時点であじさいメイツの会員であり満66歳に達した場合は、K2コースに変更し、満70歳まで継続加入することができます。更に満71歳時点で継続を希望される場合はK1コースに満75歳まで継続加入することができます。（継続する場合は、あじさいメイツの会員であることが条件となります。）

5 申込み方法

別紙申込書に必要事項を記入・押印の上、「制度引受先：友愛共済協同組合・共済係（以下、共済係と表記します）」まで郵送またはFAXにて、ご送付ください。

6 共済掛金の払込方法

- (1) 掛金は原則として年払いです。（ご希望により半年払いも可能です。）
- (2) 申込書受付、加入承諾後に「加入証書及び掛金払込案内」を共済係より共済加入者様のご自宅にお送りします。
- (3) 払込案内に記載の掛金を指定の銀行口座に振込みをお願いします。（振込手数料は共済加入者様の負担となります。）

7 共済金支払事由（保障内容）

- (1) 病気死亡共済金：共済加入者が保障期間中に疾病を原因として死亡した場合にお支払いします。
- (2) 高度障害共済金：共済加入者が保障期間中に疾病を原因として「別表1」に定める高度障害状態に該当した場合にお支払いします。
- (3) 傷害死亡共済金：共済加入者が保障期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内に死亡した場合にお支払いします。
- (4) 後遺障害共済金：共済加入者が保障期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内に「別表2」の障害状態に該当した場合にその割合に応じてお支払いします。
- (5) 傷害入院共済金：共済加入者が保障期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内にその障害の治療を目的として、日本国内の病院・診療所に継続して5日以上の入院をした場合、1日目から120日を限度にお支払いします。

8 満期返戻金・配当金

この共済制度には、満期返戻金及び配当金はございません。

9 脱退及び解約返戻金

ご加入後に脱退される場合は、共済係にご連絡ください。なお、解約返戻金はございません。

10

告知義務について

- (1) 申込日現在の健康状態及び過去の傷病による入院治療履歴等を、申込みされるご本人に所定の申込書で告知していただきます。配偶者様もお申込みされる場合は配偶者様にも告知頂きます。
- (2) 本共済加入の申込を承諾する要件として、その告知内容が引受の基準を満たす場合とします。したがって、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なる告知をされた場合には、ご加入が解除されたり、共済金をお支払できない場合があります。また、すでに共済金をお支払している場合、その共済金を返還していただく場合がございます。

○ その他ご注意いただきたい重要な事項

1

お申込みの際にご注意いただくこと

* パンフレット・重要事項説明書をお読み頂き、申込書のご記入内容を十分お確かめの上、署名押印をお願いします。

2

お申込み後にご注意いただきたいこと

* お申込みを受付、診査・加入承諾後に「加入証書及び掛金払込案内」を共済加入者様あてにお送りします。お手元に届きましたら、記載されている内容をご確認のうえ、掛金を払込期日までにお支払いください。また、「加入証書及び掛金払込案内」はお手元に保管してください。もし、加入証書が申込内容と相違している場合等、ご不明な点などありましたら、共済係までご連絡ください。

3

共済金のご請求のお手続について

* 給付金等支払い事由が発生したときは、速やかに共済係(03-3634-7858)にご連絡ください。また、このホームページに掲載されている「共済金請求の手続き」に沿って、共済金請求書類を共済係宛にお送りください。

4

控除証明書について

* この制度の共済掛金は所得税控除（生命保険料控除）の対象とはなりません。

～ご不明な点は、お気軽に以下へお問い合わせください～

＜制度引受先＞友愛共済協同組合・共済係

〒130-0026 東京都墨田区両国4-37-2 TKFビル4階

TEL 03-3634-7858 FAX 03-6908-7611

(お問合せ受付時間 月～金 午前10:00～午後4:00 土日・祝日・年末年始を除く)

2022年度：あじさいメイツ生命共済パンフレット

2022.10月施行

「別表 1」 高度障害共済金の支払い対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語または咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ1 下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ1 下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 「常に介護を要するもの」

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできずに常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。

(2) 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合

(2) 「咀嚼の機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節及び足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

「別表 2」

等級	身体障害	給付割合
第1級	1 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	傷害死亡共済金×100%
第2級	8 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10 1肢に第3級の13から15までのいずれかの障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	傷害死亡共済金×35%
第3級	12 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16 10足指を失ったもの 17 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	傷害死亡共済金×25%
第4級	18 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26 10足指の用を全く永久に失ったもの 27 1足の5足指を失ったもの	傷害死亡共済金×15%
第5級	28 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33 両耳の聴力を著しい障害を永久に残すもの 34 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	傷害死亡共済金×7.5%
第6級	37 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上を失ったか、または第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	傷害死亡共済金×5%